

《内閣府 男女共同参画局から》

●平成30年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズを決定しました！

●「調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業評価の推進に関する調査研究報告書」を公表しました

●4月は「A V出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」です。

《お知らせ》

●居所にお住まいのDV被害者等で、「マイナンバー」を受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください【総務省】

《内閣府 男女共同参画局から》

●平成30年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズを決定しました！

“走り出せ、性別のハードルを超えて、今”

内閣府では、「スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、様々なスポーツに男性も女性も親しみ、チャレンジし、活躍できるようになるためのキャッチフレーズ」を募集し、応募総数3,101点の中から、審査の結果、以下の3作品を選びました。〔募集期間：1月12日～2月28日〕

(1)最優秀作品「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」 大川麗さん（滋賀県）

(2)優秀作品「男と女のチームプレーがファインプレー」 東京都市大学 男女共同参画室 一同（東京都）

(3)優秀作品「みんな誰でもアスリート、みんな誰かのサポーター。」 松浦歩美さん（大阪府）

最優秀作品は、男女共同参画週間のポスターの他、男女共同参画局サイトや全国各地での関連行事の広報活動等で使用します。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには 政府や地方公共団体だけでなく、国民のみなさん一人ひとりの取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

※男女共同参画週間の実施について

6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。

本年度は、「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」というキャッチフレーズの下、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動等を実施します。

この週間の中央行事として、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を6月27日(月)に東京国際フォーラム ホールC（東京都千代田区）において開催するほか、地方公共団体や女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事及び広報啓発活動を行います。

※男女共同参画週間、キャッチフレーズの詳細は以下のサイトをご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/public/week/index.html>

●「調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業評価の推進に関する調査研究報告書」を公表しました

公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組について、企業、国及び地方公共団体へアンケート調査等を実施し、加点評価の取組が、企業における「えるぼし」等の認定取得やワーク・ライフ・バランス推進に及ぼす効果・影響、地方公共団体へ本取組を展開していくための

方策について取りまとめた報告書を公表しました。

※詳細は以下をご覧ください。

http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/work/research.html

●4月は「ＡＶ出演強要・『ＪＫビジネス』等被害防止月間」です。

「モデルにならない？」という街での勧誘をきっかけに、アダルトビデオへの出演を強要されたり、「おしゃべりするだけ！高収入アルバイト」などの募集広告をきっかけに、性的な行為を強要されるといった被害が発生しています。

政府は進学、就職等により生活環境が大きく変わる4月を被害防止月間と位置づけ、街頭イベントやシンポジウムなど様々な啓発活動を行います。

内閣府のホームページでは被害事例や相談窓口等を紹介するとともに、被害防止月間中の取組や、啓発動画・リーフレット等を掲載しています。ぜひ下記ホームページをご覧ください、多くの方にご紹介いただくなど、ＡＶ出演強要・「ＪＫビジネス」問題についての周知にご協力をお願いいたします。

【いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト】

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

《お知らせ》

●居所にお住まいのDV被害者等で、「マイナンバー」を受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください【総務省】

平成27年10月5日以降「マイナンバー」を記載した「通知カード」を住民票の住所地に簡易書留で送付することとなっているため、DV等被害者、東日本大震災の被災者、長期入院・入所者で、やむを得ない理由により住所地で通知カードを受け取れない方は、事前に居所を登録する手続きを行っていただくこと

で、居所に「通知カード」を送付することができるようにしてまいりました。

しかしながら、この居所登録手続きを行っていない場合や、登録後に居所が変更となった場合などにより、通知カードを受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください。

また、通知カードがDV等加害者のいる住民票の住所地に届いてしまった方も、マイナンバーの変更手続きが可能であるため、住民票のある市区町村にお問合せください。

※詳細は以下をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html

=====

●内閣府 男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。

男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<http://www.gender.go.jp>

●男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日に配信しています。

次号は、平成30年4月27日（金）に配信する予定です。

=====

●このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

☐ 配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

☐ バックナンバーはこちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

☐ このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>